



2022年12月23日

各位

会社名株式会社 ケア 21
代表者名 代表取締役社長 依田 雅
(コード:2373 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役 和久定信
業務統括本部長
(TEL.06-6456-5697)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年12月23日開催の取締役会において、2023年1月27日開催予定の第29期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 定款の一部変更の主旨及び目的

事業内容の多様化と今後の継続的な事業展開のため、現行定款第2条に規定する事業目的の加除と、これに伴う号数の繰り下げ等を行うものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改定規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり現行定款を変更するものであります。

①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。

②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。

③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略) (目的)	第1条 (現行どおり) (目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(18) (条文省略) (19) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 ①児童発達支援事業 ②放課後等デイサービス事業	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(18) (現行どおり) (19) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 ①児童発達支援事業 ②放課後等デイサービス事業

<p>③その他障害児通所支援事業</p> <p>(20) (条文省略)</p> <p>(21) <u>児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業(学童保育事業)</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(22)～(29) (条文省略)</p> <p>(30) <u>衣料品、日用品雑貨、装飾品及び食料品の販売及び仲介並びに宅配</u></p> <p>(31)～(50) (条文省略)</p> <p>(51) <u>保育所の運営事業</u></p> <p>(52)～(89) (条文省略)</p> <p>第3条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第16条～第43条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>③保育所等訪問支援事業</p> <p>④居宅訪問型児童発達支援事業</p> <p>⑤その他障害児通所支援事業</p> <p>(20) (現行どおり)</p> <p>(21) <u>児童福祉法に基づく保育事業</u></p> <p>①認可保育所事業</p> <p>②地域型保育事業に付随する小規模保育事業</p> <p>③その他保育事業の運営</p> <p>(22) <u>子ども・子育て支援法に基づく保育事業</u></p> <p>①一時預かり事業</p> <p>②延長保育事業</p> <p>③病児保育事業</p> <p>④放課後等児童クラブ</p> <p>⑤<u>その他子ども子育て支援法に基づく保育事業</u></p> <p>(23)～(30) (現行どおり)</p> <p>(31) <u>家具、衣料品、玩具、日用品雑貨、装飾品及び食料品の販売及び仲介並びに宅配</u></p> <p>(32)～(51) (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(52)～(89) (現行どおり)</p> <p>第3条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>第16条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>1. <u>定款第15条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

3. 効力発生日
2023年1月27日

以上